

**現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者
選抜等における調査書の取扱いについて**

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて、各実施者に特段の御配慮をお願いするものです。

3 文科初第 1 1 5 0 号

令和 3 年 10 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

伯井美德

文部科学省総合教育政策局長

藤原章夫

現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校、特別支援学校、専修学校高等課程等の入学者選抜を含む。以下同じ。）における新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる配慮等のうち、調査書の取扱いについては「現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」（令和3年9月10日付け3文科初第1025号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）において、「調査書において出席等に係る日数（「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」「出席しなければならない日数」など）の記入欄を設けている場合には、臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う当該欄への記載内容により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすること」としており、各教育委員会等（以下「実施者」という。）に御対応をお願いしたところ
です。

この度、令和4年度大学入学者選抜に際して高等学校等が作成する調査書について、大学に入学を志願する生徒が、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかという懸念や不安等が生じないよう、調査書の出欠の記録に関する記載事項のうち「出席停止・忌引き等の日数」は記載をしないこと等の取扱いをすることとなりました。

各実施者におかれては、令和4年度高等学校入学者選抜等において、各実施者のそれぞれの実情等を勘案し、各実施者の判断により、大学入学者選抜における取組を参考にしていただき、受検生・保護者等が不安を感じることがないよう、特段の御配慮のほど、よろしく願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

<添付資料>

現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）

【本件連絡先】

（本通知全般に関する問合せ）

初等中等教育局参事官（高等学校担当）

TEL：03-5253-4111（内線：2349）

e-mail：koukou@mext.go.jp

（特別支援学校に関する問合せ）

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

（高等専修学校に関する問合せ）

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：syosensy@mext.go.jp